

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見

2019年3月18日

東京都生活協同組合連合会

項目	意見
全体 ○SDGs 関連	<p>今回の「消費者基本計画工程表改定素案」では、持続可能な開発目標（SDGs）について本文項目部分に（※SDGs 関連）と表記されるようになりましたが、本文中にどの部分がSDGsにかかわっているかの記述がなく、それぞれの項目とSDGs 17の目標との関連性がわかりません。本文中にどのようにかかわるのか記述するか、以前のように工程表の関連部分を集約した一覧を作成してください。</p>
1 (4) ④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進	<p>・関係各省庁でリスクコミュニケーションの推進が行われ、パンフレットやウェブサイトなど様々な方法も取られています。KPIを見ると、意見交換会の回数は年々減少してきており、そのテーマも2018年度には「健康食品の安全性」や「農薬」その他のテーマの開催がされていないようです。食品の安全性について幅広いテーマでリスクコミュニケーションを推進してください。</p> <p>KPIの意見交換会の回数については、誰を対象に、どんなテーマで何回行われたか等、工程表の中に記載をしてください。</p> <p>・また、意見交換会だけでなく、ポスター、パンフレット等の作成・配布、ウェブサイト、SNS、メールマガジンや相談窓口等の活用についてもKPIに設定してください。</p>
1 (4) ⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	<p>工程表の中で、「地方公共団体による住民が消費する食品等の放射性物質検査体制の支援（検査機器の貸与等）」と「風評被害に関する消費者意識の実態調査の実施」が、2022年まで継続されていますが、現在では市場に出回っている生産物のほとんどが放射性物質不検出になっている状況の中で、地方自治体でも給食食材などの検査をやめている自治体が増えています。こうした状況の中で、この施策でどういう成果が得られたのか政策評価を行い、風評被害対策など環境の変化に応じた新たな施策の検討を行ってください。</p>
2 (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行	<p>・食品表示については、この間食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が行われ、今後食品添加物表示の検討も予定されるなど、消費者にとって複雑かつ難解な表示制度となる懸念があります。食品表示トータルで分かりやすい表示制度となっているのか、検証を行ってください。</p> <p>・工程表に新たに「栄養成分表示への関心を高める環境づくり・・・活用促進」の項目が2022年度まで設定されましたが、KPIの現状をみると、栄養成分表示は唯一理解度が目標値を上回っており、この現状から具体的にどのような施策を行うのか明らかにしてください。</p>

2 (3) ②健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	機能性表示食品に関しては、2019 年度から「機能性関与成分が明確でないエキス等」も対象となります。さらに食薬区分の運用も変更される予定です。消費者に普及周知を行うとともに、機能性表示食品制度が4年を経過する中で、制度の見直し検討を行ってください。
3 (1) ④ 消費者契約法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度改正の附帯決議では、「つけ込み型不当勧誘取消権」などについて成立後2年以内に必要な措置を講ずることが求められています。附帯決議への対応として、次回改正に向けた計画を具体的に記載してください。 ・KPIにある「法の認知度」は、何を基準にしたものかわかるように記載してください。
3 (2) ②①電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化	総務省北海道管区行政評価局「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」《調査結果に基づく改善通知》が平成30年10月に公表されました。この内容から、取引適正化ガイドラインの遵守や徹底がまだまだ不十分であることがわかりました。液化石油ガスの取引適正化状況についての全国調査の実施や、遵守事項について法令に基づく義務化の検討など、取引適正化にむけた具体的な対策を工程表に記載してください。
4 (2) ⑩エシカル消費の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供」などが取組に位置付けられていますが、担当省庁に文部科学省も加え、実効性のあるものとしてください。 ・「倫理的消費調査研究会」の取りまとめでは、求められる推進方策の方向性が4点示されています。「取りまとめ」を踏まえた推進方針を検討するとされていますが、工程表や、KPIに具体的に記述してください。
4 (3) ①消費者団体等との連携及び支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者フォーラムは、消費者庁にとっても地方消費者団体との関係づくりとなる貴重な機会でした。今回の見直しで、単発のイベントにとどまることのないよう、開催の目的・内容などを整理し、今後も行政と消費者団体が連携して開催する機会とすることと併せて、見直しについても検証・評価し、今後の開催に活かしてください。 ・消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の明確化」を取組に加えてください。
4 (3) ③ 公益通報者保護制度の推進	工程表の中では「(2) 消費者委員会の審議を踏まえた更なる取組」と書かれていますが、2018年12月に消費者委員会公益通報者保護専門調査会で報告書がまとめられ内閣総理大臣に答申されています。これを踏まえて、公益通報者保護法の改正の時期を工程表に明記してください。
4 (4) ②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>電力自由化の次の段階に向けて、2020年に予定されている電力の経過措置料金規制の解除の具体的な条件等の検討が進められていますが、消費者の認知は高くありません。この点について、消費者の理解を推進する取り組みを工程表に記載してください。</p> <p>経過措置料金規制を解除した際には、実施以前に想定した競争環境が維持されているのかなどの検証を行う工程も明記してください。また、解除後の市場の監視機能を具体的に定め、その検証も行ってください。</p>

	<p>消費者の立場から検討の進捗を見極め、随時意見表明ができるような施策を工程表に記載してください。</p>
<p>5 (1) ①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用</p>	<p>消費者裁判手続特例法において、差止請求訴訟や被害関係回復業務を担っている適格消費者団体や特定適格消費者団体の財政基盤は脆弱です。公益的な役割を担って活動している適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する支援の取組に財政的な支援も加えてください。</p> <p>また、地方消費者行政強化作戦の達成状況によると、2018年に全ブロックにおいて適格消費者団体が設立されたとありますが、適格消費者団体数は19であり、まだまだ少ないのが現状です。工程表に設立促進の目標を明記してください。</p>
<p>6 (2) ① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置や相談員の配置基準の検討」を取組に加えてください。また「地方消費者行政強化交付金」については、私どもが継続して行っている調査では複数の自治体から使い勝手の悪さも指摘されています。自治体の活用実態の把握を行い、幅広い事業で活用できるよう自治体のニーズを踏まえた制度改善を行ってください。 ・2019年1月から、政務及び幹部職員による「地方消費者行政強化キャラバン」が進められていますが、この取組と結果について地方消費者行政の強化の取り組みとして工程表に明記してください。
<p>6 (2) ② 地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）</p>	<p>改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあります。</p> <p>「課題解決の先進事例集の作成・公表」だけでなく、それに基づいた支援策の検討、実施についても工程表に記載してください。また、設立した協議会が機能しているかどうか重要です。実態把握も取組に加え、KPIも設定してください。</p>